

2023年度 税制改正大綱の概要 (資産課税① 暦年贈与)

23-002号
通巻:0241


前月号にて税制改正大綱の概要をお伝えしましたが今月号では資産課税のうち皆さんも馴染みのある暦年贈与に着目しご紹介させていただきます。

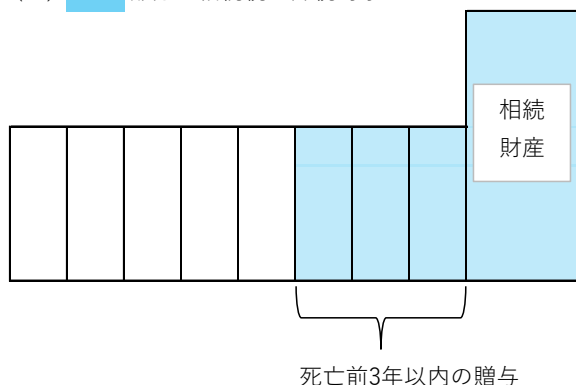
暦年贈与における相続開始前贈与の加算

1. 改正内容のポイント


- ① 資産移転の時期に対する中立性を高めていくため、相続財産に加算する期間を**3年から7年に延長**されます。
- ② **延長した4年間**(相続開始前3年超7年以内)に**受けた贈与**については**合計100万円まで相続財産に加算しません**。

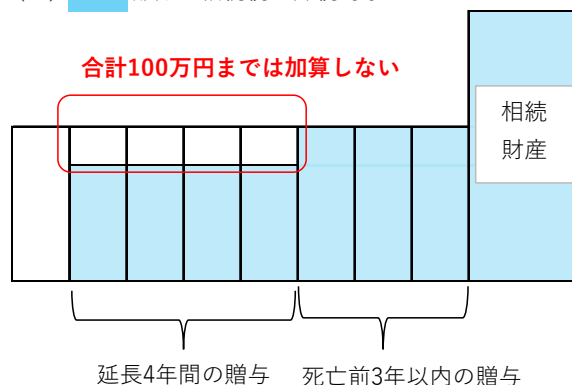
【改正前】

(注)  部分が相続税の課税対象



【改正後】

(注)  部分が相続税の課税対象



現行の加算期間は昭和33年改正で設定されたものであり、寿命が大きく延びたことで生前贈与の期間が長くなっていること、認知症などが増加していることなどを背景に、生前贈与を早めに取り組む必要性が顕著になっていることが改正の背景にあるようです。

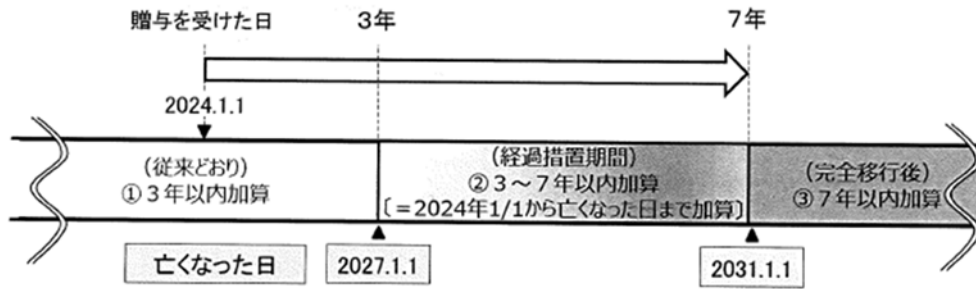


2. 適用時期

2024年(令和6年)1月1日以後に贈与による取得する財産に係る相続税について適用されます。

3. 経過措置

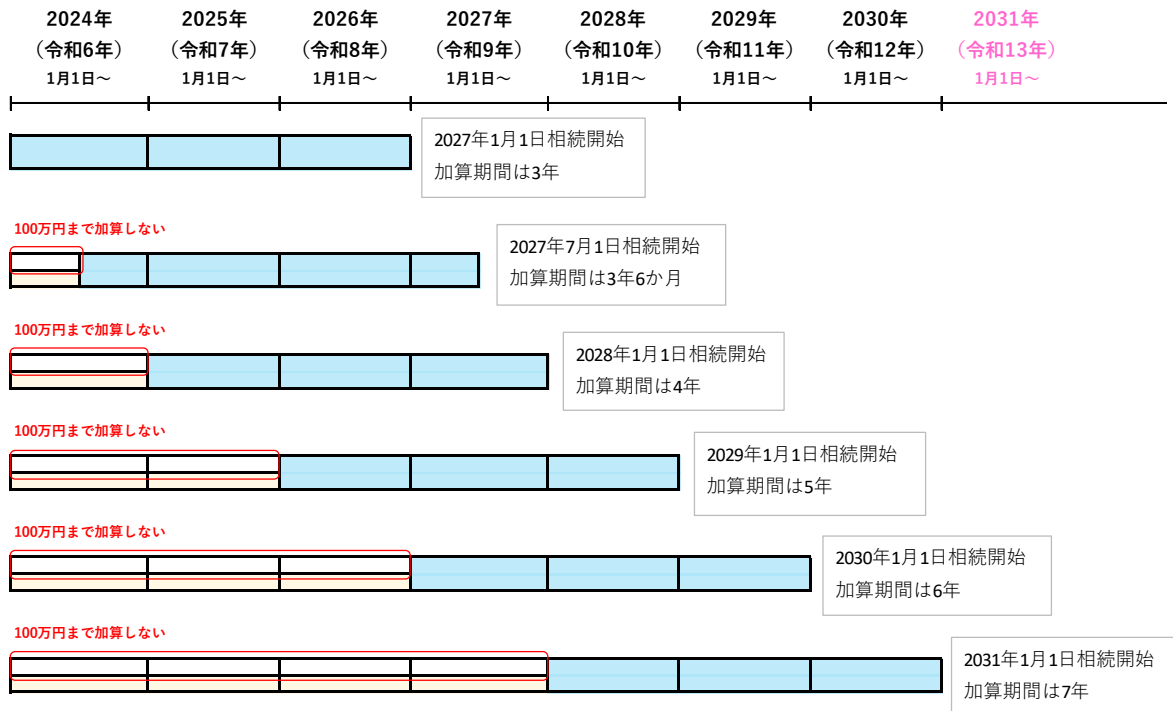
2027年(令和9年)1月以降の贈与にて順次加算期間が延長されるため、相続開始日が2031年(令和13年)1月以降より加算期間が7年間となります。



| 相続開始日 | 加算期間 | 改正の影響 |
|--|--------------------------------------|--------------|
| ①2026年(令和8年)12月31日まで | 3年 | なし |
| ②2027年(令和9年)1月1日から 2030年(令和12年)12月31日まで | 3年～7年 2024年(令和6年)1月1日以後相続開始日までの贈与 | あり 段階的に延長 |
| ③2031年(令和13年)1月1日から | 7年 | あり |

4. イメージ図

(注) 現時点の加算対象 改正による加算対象 加算されない



参照：財務省「税制改正の大綱」・「税制改正の大綱の概要」

自民党税制調査会資料

税務通信・速報税理

～コメント～

今回の改正後も加算対象者は「相続又は遺贈により財産を取得した者」とされているため、対象者の範囲に変更はありません。しかしみなし相続財産を取得した場合や遺言書により財産を遺贈された場合は該当します。例えば、孫が生命保険金や死亡退職金等のみなし相続財産を取得する場合には、生前贈与分が加算対象になりますのでご注意ください。

クレンジュ総合会計事務所 武内 麻衣